

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十八号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則
附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中

奈良公園観光地域活性化審査会の
委員

を

奈良公園観光地域
委員
奈良県新公会堂新
の委員

活性化審査会の

に、

政府調達苦情検討委員会の委員

を

政府調達苦情検
公契約審議会の
公契約執行適正

名称選定委員会

討委員会の委員

委員

に改める。

化委員会の委員

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（政府調達苦

情検討委員会の委員

を

政府調達苦情検討委員会の委員
公契約審議会の委員
公契約執行適正化委員会の委員

に改める部分に

限る。）は、平成二十七年四月一日から施行する。